

平成18年度 税理士試験 所得税法 解答速報

ダイエックス税理士講座

〔第一問〕 50点

問1 (30点)

1 Aの配当所得に対する課税方法

源泉徴収制度

居住者等に対し国内において配当等の支払をする者は、その支払の際、その配当等について原則として $\frac{20}{100}$ (注) の税率を適用して所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

(注) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係るものは $\frac{15}{100}$ の税率により、また平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等 (発行済株式総数等の $\frac{5}{100}$ 以上に係るものを除く。) については、 $\frac{7}{100}$ の税率とする。

3

私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税制度

居住者等が国内において支払を受けるべき配当等で私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係るものについては、その支払を受けるべき金額に対し $\frac{15}{100}$ の税率を適用して所得税が源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結する。

1

以外の配当等に係る配当所得の課税制度

総合課税制度

配当所得の金額は、原則として他の各種所得の金額と総合され、課税標準の一種である総所得金額を通じて課税される。

3

申告不要制度

法人から支払を受けるべき配当等で、次に掲げるものを有する居住者等は、その配当等に係る配当所得の金額は、確定申告の際、総所得金額に含めないことができる。

3

イ 内国法人から支払を受けるべき配当等 (次のロ、ハに掲げるものを除く。)

で、その内国法人から1回に支払を受けるべき金額が5万円 (配当等の計算期間が1年以上であるときは、10万円) 以下であるもの

1

ロ 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等 (次のハに掲げるものを除く。) のうち、その事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の $\frac{5}{100}$ 以上を有するもの以外のもの

1

- 八 内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等 1
- 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配及び申告不要制度を選択した配当所得はAの合計所得金額又は課税標準に含まれず、総合課税制度を選択した配当所得はAの合計所得金額又は課税標準に含まれる。 1
- 2 Bの課税総所得金額への影響
- 配偶者に係る所得控除
- 配偶者控除
- イ 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から38万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には48万円、またその控除対象配偶者が同居特別障害者である場合には73万円若しくは83万円。）を控除する。 3
- ロ 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下であるものをいう。 2
- 配偶者特別控除
- 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者並びに青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除くものとし、合計所得金額が76万円未満であるものに限り。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の課税標準からその配偶者の合計所得金額に応じた所定の金額を控除する。 3
- なお、この規定は、その居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合及びその配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けている場合には適用しない。 1
- 障害者控除
- 居住者が障害者である控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から27万円（その控除対象配偶者が特別障害者である場合には40万円）を控除する。 2
- 雑損控除
- 居住者と生計を一にする配偶者でその年分の課税標準の合計額が基礎控除額相当額以下であるものの有する資産（所定の資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額（その支出をした金額を含むものとし、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額が所定の足切額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。 2

結論

Aの配当所得について申告不要制度と総合課税制度のいずれを選択するかにより、Aの合計所得金額又は課税標準の金額が異なり、その結果、Bの課税総所得金額の計算にあたって課税標準から控除する所得控除の額が変動することとなる。

1

Aの合計所得金額が38万円以下の場合

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から配偶者控除額が控除でき、さらに障害者控除額が控除できる場合がある。

Aの合計所得金額が38万円超で76万円以下で、かつ、Bの合計所得金額が1,000万円以下である場合。

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から配偶者特別控除額が控除できる。

1

Aの課税標準の合計額が38万円以下の場合

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から雑損控除額が控除できる場合がある。

上記のいずれにも該当しない場合は、Bの課税総所得金額の計算にあたって、配偶者Aに係る所得控除額の控除はない。

(注) 課税標準とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額をいう。

1

合計所得金額とは、純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

問2 (20点)

1 還付等を受けるための申告

一般の場合

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があるためこれらの金額の還付を受ける場合、又は翌年分以後の所得税について外国税額の控除不足額の繰越等の規定の適用を受けるため必要がある場合には、確定所得申告書を提出すべき場合又は確定損失申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

8

死亡、出国の場合

居住者が年の中で死亡した場合又は出国する場合において、その年分の所得税について還付等を受けるための申告書を提出できる場合には、その相続人又は出国する者はその申告書を提出することができる。

2

2 確定所得申告

一般の場合

居住者は、その年分の総所得金額等が、雑損控除その他の所得控除額の合計額を超える場合において、その総所得金額等から、所定の順序によりこれらの控除の額を控除した後の金額をそれぞれ課税所得金額とみなして税率を適用して計算した所得税の額の合計額が配当控除額を超えるときは、確定損失申告書を提出する場合を除き、第3期(その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。)において、税務署長に対し、確定所得申告書を提出しなければならない。

5

死亡、出国の場合

次に掲げる場合には、死亡した者の相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、出国する者は、その出国の時までに、確定申告書を提出しなければならない。

その年分の所得税について確定所得申告書を提出すべき居住者が、その年の翌年1月1日からその申告書を提出しないで死亡した場合又は出国する場合

2

居住者は年の中で死亡した場合又は出国する場合において、その年分の所得税について確定所得申告書を提出すべき者に該当する場合

3 還付等を受けるための申告と確定所得申告との相違点

還付等を受けるための申告が納税者の任意であるのに対し、確定所得申告は義務であり、義務違反の場合は無申告加算税等の附帯税が課される。

還付等を受けるための申告書についてはその提出期限の定めがないが、確定所得申告書はその提出期限が定められており、その提出期限後の提出の場合には延滞税等の附帯税が課される。

3

Z - 56 - C (第二問) 答案用紙

問1

1 各種所得の金額

(単位:円)

区 分	計 算 の 過 程
利子所得 _____ 0 [1]	源泉分離課税: 外貨預金の利子
配当所得 _____ 110,000 [1]	株主優待乗車券 $88,000 \div (1 - 0.2) = 110,000$
事業所得 _____ 21,765,466	<p>1 . 総収入金額</p> $265,560,750 - 28,000 - 858,800 - 12,500,000 - 88,000 - 5,600,000 - 7,280,000 = 239,205,950$ 補償金 $8,760,000$ (移転補償金) [1] + $10,850,000$ (機能復旧補償金) [1] = $19,610,000$ 新株予約権 $(7,300 - 850) \times 300$ 株 = $1,935,000$ [1] 総収入金額合計 ~ = $260,750,950$ <p>2 . 必要経費</p> $253,356,030 - 6,508,500 - 857,700 - 206,000 - 820,000 - 415,690 - 27,300 - 15,000,000$ $- 840,000 - 8,750,000 = 219,930,840$ 旅費交通費 $6,508,500 - 60,000$ (甲の日常) [1] = $6,448,500$ 支払保険料 $857,700 - 150,000 = 707,700$ (短期前払費用の特例を継続適用する) [1] 固定資産税 $206,000$ [1] 支払手数料 $820,000 - 520,000$ [1] = $300,000$ 支払利子 $415,690$ [1] 利子税 $27,300 \times \frac{31,972,500}{31,972,500 + 1,305,000 \times \frac{1}{2}}$ (0.98) = $26,754$ [1] 賃借権利金 $15,000,000 \times (1 - 0.4) \times \frac{3}{12 \times 5} = 450,000$ [1] 修繕費 $9,500,000$ [1] 組合損失 $8,750,000 - 7,280,000 = 1,470,000 > 1,000,000$ 1,000,000 [1] 必要経費合計 ~ = $238,985,484$ <p>3 . 1 . - 2 . = $21,765,466$ (青色申告の承認を受けていないものとして解答する)</p>
譲渡所得 _____ 0 [1]	<p>(株式等)</p> F株式 $4,500 < 9,650 \times \frac{1}{2}$ 個人に対する低額譲渡 $(4,500 - 7,300)$ [1] $\times 180 =$ <u>504,000</u> 0 譲渡損はなかったものとみなす [1] ゴルフ会員権の預託金の返還は資産の譲渡ではない。

区 分	計 算 の 過 程
一時所得 <u>3,240,000</u> [1]	移転補償金 (12,500,000 - 8,760,000) - 500,000 = 3,240,000
雑所得 <u>1,158,800</u>	1. 還付加算金 858,800 [1] 2. 預託金返還余剰 5,600,000 - 5,300,000 = 300,000 [1] 1. + 2. = 1,158,800

2. 確定申告すべき総所得金額

(単位：円)

金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>24,654,266</u>	$110,000 + 21,765,466 + 1,158,800 + 3,240,000 \times \frac{1}{2}$ [1] = 224,654,266

問2

1 不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される金額

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
資産損失の額 <u>1,940,740</u> [1]	1. 直前簿価 $18,800,000 - 18,800,000 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{3+12 \times 3+2}{12} = 16,140,740$ 2. 直後時価 11,000,000 3. 1. - 2. = 5,140,740 4. 3. - 3,200,000 = 1,940,740 5. $5,980,000 - 713,628 - 1,596,060 = 3,670,312 > 1,940,740$ (所得金額との比較[1]) 1,940,740 災害見舞金は非課税
減価償却費の額 <u>713,628</u>	1. 損失部分 $18,800,000 \times \frac{5,140,740}{16,140,740} = 5,987,700$ $5,987,700 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{2}{12} = 41,315$ [1] 2. その他部分 $(18,800,000 - 5,987,700) \times 0.9 \times 0.046 = 530,429$ [1] 3. 資本的支出部分 $5,140,740 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{8}{12} = 141,884$ [1] 4. 1. + 2. + 3. = 713,628
その他必要経費に算入される金額 <u>1,596,060</u> [1]	1. 後片付費用 186,000 2. 修繕費 $5,500,000 - 5,140,740 = 359,260$ [1] 3. その他 1,050,800 4. 1. + 2. + 3. = 1,596,060

2 雑損控除の適用を受けることとした場合の雑損控除の額

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
損失の金額 <u>2,486,000</u>	1. 本体の損失 $(15,600,000 - 11,000,000) - 3,200,000 = 1,400,000$ [1] $4,600,000$ 2. 災害関連支出 $(5,500,000 - 4,600,000) + 186,000 = 1,086,000$ [1] 3. 1. + 2. = 2,486,000
雑損控除の額 <u>1,181,517</u>	1. 損失の金額 2,486,000 2. 足切額 $2,486,000 - (1,086,000 - 50,000) = 1,450,000$ [1] $13,044,832 \times \frac{1}{10} = 1,304,483$ (課税標準の $\frac{1}{10}$ に[1]) > 1,304,483 $5,980,000 - \{ (1,050,800 + 713,628 + (16,140,740 - 15,600,000)) \} + 9,370,000 = 13,044,832$ 3. 1. - 2. = 1,181,517

問3

1 Aの譲渡所得の金額・総所得金額

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
譲渡所得の金額 <u>3,980,000</u> [1]	1. 譲渡損益 (分離長期・居住用財産) 総収入金額 12,600,000 取得費 $25,000,000 - 25,000,000 \times 0.9 \times 0.034^{\text{注1}} \times 9^{\text{注2}} = 18,115,000$ [1] 注1 20年 $\times 1.5 = 30$ 年 0.034 注2 平成9年8月～平成18年10月28日=9年3月9年 譲渡費用 $2,900,000 \times \frac{12,600,000}{116,000,000} = 315,000$ [1] - - = 5,830,000 (分離短期・土地) $8,000,000 - 6,150,000 = 1,850,000$ 2. 譲渡内通算 分離長期 5,830,000 + 1,850,000 = 3,980,000
総所得金額 <u>10,175,000</u> [1]	特定居住用財産の譲渡損失の金額 $12,600,000 > 3,457,000$ (住宅借入金残高) 0 分離長期の損失3,980,000円は損益通算できない[1]

2 Bの譲渡所得の金額・譲渡所得の金額に係る所得税の額

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
譲渡所得の金額	(分離長期) 1. 総収入金額 103,400,000 2. 取得費 5,258,000 ^注 > 103,400,000 × 5% = 5,170,000 5,258,000 1 注 5,050,000 + 68,000 + 120,000 + 20,000 = 5,258,000 3. 譲渡費用 2,900,000 - 315,000 = 2,585,000 4. 1. - 2. - 3. = 95,557,000 <u>95,557,000</u> 1
譲渡所得の金額に係る所得税の額	課税長期譲渡所得金額 95,557,000 - 30,000,000 1 = 65,557,000 (1,000円未満切捨) 65,557,000 × 15% 1 = 9,833,550 <u>9,833,550</u>

問4

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
退職所得の金額	1. 収入金額 25,000,000 2. 退職所得控除額 8,000,000 + 700,000 × (39年 ^{注1} - 20年) = 21,300,000 1 注1 昭和43年4月1日～平成18年6月25日 = 38年2月25日 39年 400,000 × 4年 ^{注2} = 1,600,000 1 注2 平成7年4月1日～平成15年5月31日 = 8年2月 8年 400,000 × 9 > 1,900,000 1,900,000 ÷ 400,000 = 4.75 4年 - = 19,700,000 3. (1. - 2.) × $\frac{1}{2}$ = 2,650,000 <u>2,650,000</u> 1

問5

(単位：円)

区 分	計 算 の 過 程
国内源泉所得の金額	1. 出演料等 3,000,000 + 80,700 = 3,080,700 1 2. 特許権使用許諾料 68,000,000 1 3. 136,000,000 (土地譲渡代金) + 2,100,000 (土地賃借料) = 138,100,000 1 4. 社債利子 4,750,000 5. 役員報酬 960,000 1 1. ~ 5. の合計 214,890,700 <u>214,890,700</u>
源泉徴収すべき所得税の額	(3,080,700 + 68,000,000 + 2,100,000 + 960,000) × 20% + 136,000,000 × 10% 1 + 4,750,000 × 15% 1 = 29,140,640 <u>29,140,640</u>

「解説」

〔第一問〕

問1

「配当所得の課税制度」と「配偶者の合計所得金額又は課税標準が要件とされる所得控除」の個別理論の複合問題であるが、題意の読み取りは比較的容易である。前年の問1と同様に、どれだけ多く解答項目を立てることができたかがポイントである。

問2

「還付等を受けるための申告」の内容説明の問題である。「確定所得申告」との相違点が求められているため、「確定所得申告」の概要を述べ、最後に相違点をまとめる形で解答することになる。

いずれも応用問題の出題であり、こうした問題では、題意を的確に捉え、要求されている複数の論点について「書きもれがなく」、かつ、個々の論点について「書きすぎないように」することが肝要である。問1・問2合せて理論解答用紙が4枚しか与えられなかったため、各論点を要領よくまとめて記述し、問1を2.5枚程度、問2を1枚に収める必要がある。

〔第二問〕

古田委員3年目で、前2年と同じくできるだけ広範囲な出題を意図した出題形式で、課税標準までを求める総合問題一問と個別問題四問の出題であったが、内容的には通達等の正確な理解がなければ解答できない論点がかなりあり、またミスを誘うワナが随所に仕掛けられているレベルの高い問題である。またボリュームが多く、問4、問5あたりは、時間不足でじっくり取り組むことのできなかつた受験生も多かつた。

個別の得点箇所として、問1は移転補償金、旅費交通費、支払保険料、固定資産税、支払手数料、利子税、株式の低額譲渡、還付加算金、問2は資産損失額、減価償却費、原状回復費用の処理、問3の家屋の譲渡所得の金額等の基本論点部分を確実に取っておくことが、合格ラインへの道筋である。

問1、問2あたりの基本論点を、いかに取りこぼさなかつたかがポイントとなり、受験者の日頃の所得税の学習成果がそのまま結果に反映されるであろう。

問1

1. 賃借していた店舗移転による移転補償金（法44）

移転補償金（立退き料）のうち交付目的に沿った支出額に対応する部分は、事業所得の収入金額。支出額を超過する部分の金額は一時所得の総収入金額に算入する（基通34-1）。

2. 株主優待乗車券

利益処分経理であるので配当所得とされる。題意により、88,000円は源泉徴収後の金額であるため0.8で割戻した金額を収入計上する。

3. 預託金の返還額

ゴルフ会員権の預託金の返還は、預け手いた金銭の返還を受けたにすぎないことから譲渡所得の基因と

なる資産の譲渡には該当しない。返還額(5,600,000円)が元金(5,300,000円)を超えることにより得た差益は、非課税規定に該当しないことから雑所得として課税される。

4. 甲の日当は、事業遂行のための支出ではなく家事上の経費であるため必要経費不算入。
5. 支払手数料のうち、審査請求手続に係る報酬は家事上の経費であるため必要経費不算入。
6. 工場建設目的の土地取得に係る支払利子のうち、建設着手までの期間に係る部分(5か月分)については業務供用前の未使用資産に係るものとして土地の取得価額算入の別解も考えられるが、業務供用目的での取得意思を鑑み、全額必要経費算入の処理をしている。
7. 賃借店舗の保証金のうち、6,000,000円(15,000,000円×40%)は、返還されることが確定している差入保証金(金銭債権)である。残額9,000,000円は、返還されることが確定している金銭債権ではなく、建物賃借のための支出額であるため、繰延資産(賃借権利金)として本年より償却する。

なお、別解として、返還されるか返還されないかが未確定部分を一種の未決算勘定と捉え、返還されないことが確定した金額だけを繰延資産処理していく方法も考えられる。その場合、本年償却額は0円である。

8. 小規模企業共済契約に係る掛金の必要経費からの除外処理を忘れないように。
9. 有限責任事業組合(LLP)事業の利益の課税上の所得区分は、不動産所得・事業所得・山林所得のいずれかとなる。本問の場合、コンサルタント業であるため事業所得となる。LLPは「構成員課税」なので、事業の損失を組合員に分配することができ、組合員はLLP事業以外のプラスの所得とLLP事業から生じるマイナスの所得を通算し、納付税額を抑えることができるが、この通算は無限に認められるものではなく、通算できる損失は調整出資金額(本問の場合、出資額1,000,000円)までである。LLP事業の損失額のうち1,000,000円を超える部分の必要経費算入は制限される(措法27の2)。
10. 井戸水枯渇による補償金は、機能復旧補償金(基通37-14の3)である。

補償金受取額は事業所得の総収入金額に算入される一方、その補償金をもってその交付の目的(井戸水の枯渇による損害補償)に適合した固定資産の取得に要した支出額(9,500,000円)は修繕費として必要経費に算入される。これは、第3者の行為によって機能障害を生じた業務用固定資産の機能を従前の状態に復せしめるための費用支出は、たとえ外形上は資本的支出に該当する資産の取得や改良であっても、税務上は修繕費として必要経費算入を認め、結果的に課税が生じないように措置したものである。

11. 新株予約権の付与に伴う経済的利益は権利行使時に課税されるが、新株発行人の取引先としての付与であるので、事業所得に区分される(基通23~35共-6口)。また、その後にこの株式を譲渡した場合の取得費は、払込み価額+課税された経済的利益=権利行使時の株価で計算され、個人(父)に対する低額譲渡による譲渡損失は、生じなかったものとみなされることになる。

問2

1. 業務的規模である不動産所得を生ずべき業務の用に供される固定資産に災害による損失が生じた場合の処理方法には、直前簿価ベースの損失額を、その損失額の必要経費算入前の不動産所得の金額を限度に、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する方法(法51)と直前時価ベースの損失額を紺罫控除の

対象とすると共に[直前簿価 - 直前時価]を不動産所得の金額の必要経費とする(所得金額限度)方法(法72)の2つがあり、問2の1は、問2の2はを要求している。

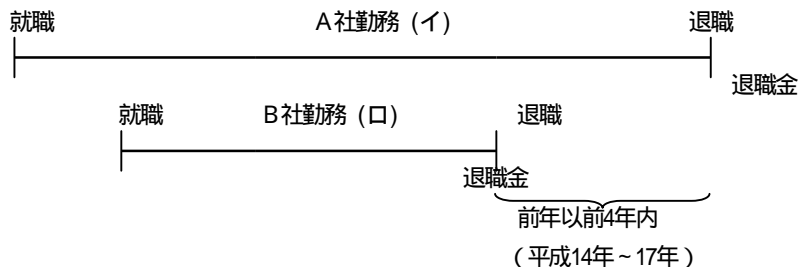
1. 1の資産損失額、減価償却費の計算、修繕費の計算は、いずれも基本的事項で必ず正答して欲しい。
3. 2では、雑損控除の場合の災害関連支出に含まれる原状回復費用[支出額 - (直前時価 - 直後時価)]の計算がポイントである(令206 二口)。

問3

1. 居住用家屋の所有者と敷地の所有者が異なる場合であっても、家屋の所有者と敷地の所有者は同一生計の親族で、ともにその家屋を居住の用に供している場合で、家屋と敷地が同時に譲渡(その居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の譲渡を含む。)であれば、その敷地の所有者にも居住用財産の特例の適用がある(措通35 - 4, 36の2 - 25他)。
2. A所有の家屋は、譲渡損失が生じ、他の分離課税の譲渡益と通算することができるが、[譲渡対価 > 譲渡契約前日における住宅借入金残高]であるため、その他の所得との損益通算をすることはできない。
3. B所有の土地の所有期間は10年超であるが、A所有の家屋の所有期間は10年以下であるため、居住用財産の買換えの場合の譲渡所得の特例及び居住用財産の長期譲渡所得の税額軽減の特例の適用はない(措通36の2 - 1, 36の6 - 1)。ただし、居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用は受けることができる。
4. Bの譲渡所得の金額の計算上、土地の相続登記に係る費用(登録免許税、司法書士手数料)及び不動産取得税は取得費に算入される(基通60 - 2)。

問4

1. 前年以前4年以内に他社から退職手当等の支払を受けている場合の退職所得控除額の計算



(イ)の勤続年数で計算した退職所得控除額^(注1) - (ロ)の勤続年数で計算した退職所得控除額^(注2)

(注1) 勤続年数は1年未満端数切上げ

(注2) 勤続年数は1年未満端数切捨て(実際に控除を受けた退職所得控除額ではない)

2. 1の計算の場合で、(ロ)の期間に係る通常の方法で計算した退職所得控除額が、受給した退職金額を超えるときは、次により計算した勤続年数による退職所得控除額による。

退職金額800万円以下の場合：退職金額 ÷ 40万円 = 年(端数切捨て) 勤続年数とする

退職金額800万円超の場合：(退職金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20年 = 年(端数切捨て) 勤続年数

問5

1. 国内勤務期間と国外勤務期間の双方がある非居住者である社員の給与等については、期間按分により国内勤務期間に対応する金額を国内源泉所得とするのが原則である(基通161-28)が、1ヶ月以下である給与等の計算期間の中途において居住者が非居住者となった者に支払うその非居住者となった日以後に支給期の到来する給与については、その給与等の全額が国内勤務に対応するものである場合を除き、総額を国内源泉所得に該当しないものとして差し支えない(基通212-3)の規定に準じ、国内源泉所得は0とする。
2. 出演の対価及び手渡しの交通費は、国内において行人的役務の提供に対する報酬(法161八イ)として国内源泉所得である。税率20%。
3. 特許権の使用料で国内において行う業務の用に供されている部分に対応分が国内源泉所得とされるがこの特許権に係る製品の製造は国内販売分及び国外輸出分をふくめすべてが国内の工場で行われているのであるから、使用料全額が国内源泉所得となる。税率20%。
4. 国内の土地の地代及び国内の土地の譲渡の対価ともに国内源泉所得である。土地の譲渡の対価の税率は10%である。
5. 内国法人の発行する社債の利子は国内源泉所得である。税率は15%。
6. 役員報酬は、一般の使用人と異なり、原則として法人所在地課税(つまり、国内源泉所得)の扱いとなる。ただし、国外で常時使用人としての勤務する役員が受ける役員報酬については、一般の使用人が勤務した場合と同様に国内源泉所得としないこととなっている(令285一カッコ書き)が、本問の場合の非常勤役員で海外での情報収集や商取引の側面的支援を行っている程度では、常時使用人としての勤務に該当しないこととされ(基通161-29)ため、国内源泉所得とされる。税率20%。